

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管	
			17	18	19	20	21		
<b>1 行政評価制度等による監視機能の充実（3項目）</b>									
1-(0)-(1)	政策・施策評価制度の試行導入	行政評価制度と総合計画の連携を図るため、総合計画の政策・施策体系を利用して、その成果目標の達成度を測り、また、政策・施策の方向性について評価を行う仕組みとして、既存の事務事業評価制度とは別に政策・施策評価制度を試行的に導入する。		制度設計	試行			企画課	
1-(0)-(2)	行政評価制度における評価過程等に市民意見を反映させる仕組みの検討	政策・施策評価制度の試行状況や既存の事務事業評価制度の改善点を検証した上で、行政評価制度における評価過程又は評価結果に市民の意見を反映させる仕組みを検討する。						企画課	
1-(0)-(3)	大規模な公共事業に対する外部評価制度の再構築	米子市公共事業再評価委員会の改組も念頭におき、大規模な公共事業の評価のあり方について改めて検討し、外部の専門家等による評価の仕組みを再構築する。		翌年度当初				行政改革推進室・管理課	
<b>2 事務事業の抜本的見直しと民間移管（13項目）</b>									
<b>2-(1) 事務事業の廃止・縮小</b>									
2-(1)-(1)	皆生漁港整備事業計画の見直し	北防波堤設置工事終了後、漁港開口部の波浪状況、航路内への漂砂堆積量を調査し、その結果により、西防波堤整備の必要性について再検討する。						水産振興室	
2-(1)-(2)	ふるさと創生1億円事業の見直し	ふるさと創生事業により造成したふるさと創生基金の利子を財源に実施してきた事業を、近年の低金利の状況等を踏まえ見直しを図る。							
		青少年海外派遣事業 ふるさと創生基金を財源とした当事業を平成17年度をもって廃止することを検討する。	翌年度当初					市民参画課	
		文化奨励賞事業 ふるさと創生基金を財源とした奨励金を廃止し、一般財源の範囲内の事業（賞状・盾の贈呈）とするよう見直しを検討する。	翌年度当初						文化課
2-(1)-(3)	単独扶助事業の見直し	単独扶助事業の廃止を含めた見直しを行う。							
		父子福祉手当扶助事業 平成18年度をもって廃止し、母子家庭入学支度金支給事業の支給対象を父子家庭まで拡大することを検討する。		翌年度当初					淀江支所福祉保健課
		法外援護扶助事業 児童援護金の廃止、修学旅行小遣金の支給対象の見直しなどを検討する。	翌年度当初						福祉課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
		心身障害者タクシー券利用扶助事業 事業内容を再検証し、タクシー券発行の所得条件などを見直すことを検討する。	翌年度当初					福祉課
		身体障害者ミニファックス扶助事業 平成17年度をもって廃止することを検討する。	翌年度当初					福祉課
		はり・きゅう・マッサージ施術扶助事業 健康保険事業に同種の事業があることを踏まえ、平成17年度をもって廃止することを検討する。	翌年度当初					長寿社会課
		高齢者バス利用優待事業 地域によりバスを利用できない場合があり、また、病弱な者については通院利用が困難であるなど、制度に公平性の問題があることを踏まえ、平成17年度をもって廃止することを検討する。	翌年度当初					長寿社会課
		要・準要保護児童・生徒就学援助事業 認定基準、支給単価等の見直しを、年次的に実施することを検討する。						学校教育課
		特殊教育就学奨励事業 扶助の範囲、負担割合の見直しを実施することを検討する。		翌年度当初				学校教育課
		要・準要保護児童生徒医療扶助事業 認定基準等の見直しを検討する。	翌年度当初					学校教育課
2-(1)-(4)	農業振興等単市事業（補助金）の統廃合	農業振興等を目的に市が単独で行っている各種補助事業の有効活用の促進及び補助金交付事務の効率化に資するため、その統廃合を図る。		翌年度当初				農政課
2-(1)-(5)	米子市観光協会の経費の見直し	米子市観光協会の人件費等の経費について、他の外郭団体との均衡に考慮し、見直しを行う。 【数値目標】 平成18年度から人件費7%の削減	翌年度当初					観光課
2-(1)-(6)	駅前放置自転車等防止事業の見直し	自転車の放置防止のため、趣旨の周知を徹底するとともに、返還窓口業務の委託方法を見直す等、事業費の削減策を検討する。		翌年度当初				管理課
2-(1)-(7)	米子市大阪事務所の効果的・効率的な運営	大阪事務所の職員体制を見直し効率化を図るとともに、年間企業訪問件数等の具体的な活動目標を設定し効果的な運営を図る。	体制見直し	活動目標設定				商工課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
2-(1)-(8)	市営葬儀事業の廃止	長期にわたる赤字会計であり、かつ、民間と競合している事業であることを踏まえ、市営葬儀事業を廃止する。なお、廃止に伴い、低所得者対策を検討する。 【数値目標】 一般会計操出金の約1千3百万円を削減						市民課
2-(1)-(9)	国際交流事業の見直し	限られた財源の中で、国際交流を継続していくために、職員相互派遣事業の休止、人的交流事業の縮小など経費を極力低減した当面の国際交流事業のあり方を方針決定し、可能な見直しについて順次実施する。	方針決定	実施				市民参画課
2-(1)-(10)	市民総スポーツ運動推進事業（大会、教室、講習会開催）の見直し	大会等の開催主体を各競技団体へ移管するなど、市の主催事業としての関与を縮小することを検討する。			翌年度当初			体育課
2-(1)-(11)	米子彫刻シンポジウム事業の廃止	彫刻ロードに設置する彫刻制作を主とした当該事業は、既に一定の成果を達成したことから、平成18年度をもって廃止する。		翌年度当初				文化課
2-(1)-(12)	集中管理の推進による部用自動車の年次の削減	従来から実施している部用自動車の集中管理を一層推進し、効率的な使用により、部用自動車の総台数を年次的に削減する。						財政課
<b>2 - (2) 事務事業の民間移管</b>								
2-(2)-(1)	民間移管に係る推進計画の策定・実施	サービス水準、費用対効果等の観点から民間移管が適当である事務事業を検証することにより、民間移管に係る推進計画を策定し、順次実施する。	計画策定	実施	実施	実施	実施	行政改革推進室
<b>2 - (3) 既存施設の見直し</b>								
2-(3)-(1)	駅前周辺駐車場対策の実施	駅前周辺の3駐車場の今後の方向性を考える中で、個々の駐車場の運営改善に係る対策を実施する。						
		万能町駐車場 指定管理者制度を導入し、また、自動開閉精算機設置による24時間営業化・無人化を図る。						管理課
		米子駅前地下駐車場 指定管理者制度を導入し、また、パズルパーキング機械の撤去を含めた駐車方式の見直しについて方針決定する。						管理課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
		駅前簡易立体駐車場(米子コンベンションセンター、米子市文化ホール及び米子サティの共用)目的外利用を規制する方策を実施する。						観光課
2-(3)-(2)	目的の重複する施設の見直し	目的の重複する施設の廃止、改善、有効利用等の検討を庁内検討組織を設置して行う。						行政改革推進室
2-(3)-(3)	老朽化した施設の今後のあり方の検討	老朽化した施設の改修、廃止等の検討を庁内検討組織を設置して行う。						行政改革推進室
<b>3 事務事業の民間委託(2項目)</b>								
3-(0)-(1)	民間委託に係る推進計画の策定・実施	サービス水準、費用対効果等の観点から民間委託が適当である事務事業を検証することにより、民間委託に係る推進計画を策定し、順次実施する。 【数値目標】 5年間で67人役以上に相当する事務事業を民間委託(民間移管を含む。)	計画策定	実施	実施	実施	実施	行政改革推進室
3-(0)-(2)	民間委託契約指針の策定	民間委託の推進に当たり、能力のある相手方と合理的な契約金額で締結できるよう各部署における契約方法の見直しを促進するガイドラインとして、民間委託契約指針を策定する。			指針策定	指針の契約への適用		入札契約課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
<b>4 定員管理及び組織機構改革（3項目）</b>								
<b>4 - (1) 定員適正化</b>								
4-(1)-(1)	定員適正化計画の策定・実施	事務事業の整理・効率化・民間委託の推進、組織の合理化、職員の適正配置等の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施する。 【数値目標】 ・平成22年4月1日までの5年間に、54人以上の人員を削減 ・水道局は、平成22年度までの5年間に3人程度の人員を削減	計画策定 実施	実施	実施	実施	実施	職員課・水道局総務課
4-(1)-(2)	早期退職特例措置の導入	退職手当の平準化、職員の年齢構成の平準化及び定員の適正化を図るため、定年前早期退職制度の時限的特例措置を導入する。	計画策定	実施	実施	実施		職員課
<b>4 - (2) スリムで柔軟な組織体制の確立</b>								
4-(2)-(1)	抜本的な組織機構改革の実施	組織機構の効率化と市民への分かりやすさを基本としつつ、市民ニーズへの迅速な対応、スピーディーな意思決定、喫緊の課題への対応など、組織全体の能力が十分に発揮することができるよう、組織の統廃合や事務移管等を行うことにより、スリムで柔軟な組織機構への抜本的な改革を実施する。		翌年度当初				職員課
<b>5 外郭団体の改革（5項目）</b>								
<b>5 - (1) 外郭団体の経営改革の促進</b>								
5-(1)-(1)	外郭団体の経営状況の公表	財政の透明性の一層の向上、市民等に対する説明責任の適切な履行等を図るため、外郭団体の経営状況について、公表範囲の基準を定めた上で、わかりやすい統一様式を用いて、ホームページ等で公表する。		公表範囲等の検討	公表開始			財政課
5-(1)-(2)	外郭団体市OB職員の退職勧奨	外郭団体の経営感覚を醸成する立場から役職員へのプロパー職員の登用、公募等を行うための条件整備として、市OB職員の退職を促す。 【数値目標】 平成19年度末までに、市OB職員の役職員への登用（公募の場合を除く。）を全廃（平成17年4月現在15人）						職員課
5-(1)-(3)	米子ゴルフ場の経営見直しの促進	財団法人米子市福祉事業団が、市が所有するゴルフ場用地において経営する米子ゴルフ場の経営状況が近年赤字であることなどを踏まえ、同財団のゴルフ場経営からの撤退を要請する。なお、撤退後は、新たなゴルフ場経営者を募集し、引き続き、ゴルフ場経営を行わせる。						財政課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
5-(1)-(4)	弓ヶ浜わくわくランド事業見直しの促進	財団法人米子市福祉事業団が経営する弓ヶ浜わくわくランドに対する市の赤字補填が恒常的になっており、また、施設の老朽化も進行していることなどを踏まえ、廃止を含めた事業の見直しについて市の方針を決定する。		方針決定				都市整備課
5 - (2) 外郭団体の統廃合								
5-(2)-(1)	外郭団体の統廃合の促進	平成18年度から指定管理者制度を適用する公の施設の指定管理者の選定結果及び固有事業の経営見直しを踏まえ、外郭団体の統廃合を促進する。また、その後も外郭団体の経営状況を見定めつつ、必要に応じて更なる統廃合の促進について検討する。	指定管理者の選定結果等を踏まえ統廃合		更なる統廃合の促進の検討			行政改革推進室
6 指定管理者制度の適切な活用（2項目）								
6-(0)-(1)	旧管理委託制度適用施設への速やかな指定管理者制度の適用	旧管理委託制度を適用し、管理を外部に委託している公の施設について、直営の管理が適切なものを除き、平成18年度から指定管理者制度を適用する。 【数値目標】 対象施設77施設のうち43施設に適用	翌年度当初					行政改革推進室
6-(0)-(2)	直営施設への指定管理者制度の活用	直営の公の施設について、指定管理者制度の適用が適切なものは、順次活用を検討する。 【数値目標】 対象施設133施設のうち41施設に適用	翌年度当初	翌年度当初	翌年度当初	翌年度当初	翌年度当初	行政改革推進室
7 電子市役所の推進（5項目）								
7-(0)-(1)	電子申請システムの構築	申請、届出などの行政手続を市民がインターネットを活用してオンラインで行うことができる電子申請システムを構築し、行政運営の簡素・効率化、市民の利便性の向上を図る。		翌年度当初				総務課
7-(0)-(2)	文書管理システムの構築	紙の文書を電子化して管理する文書管理システムを構築し、事務の効率化のほか、ペーパーレス化による経費削減、保管スペースの節約、情報公開事務の迅速化を図る。		翌年度当初				総務課
7-(0)-(3)	電子決裁システムの構築	文書管理システムと連動させて、決裁事務を電子化する電子決裁システムを構築し、事務の効率化・合理化を図る。		翌年度当初				総務課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
7-(0)-(4)	電子入札システムの構築	公共工事等の入札業務の効率化を図るため、入札参加資格申請の受付、入札書の送付、開札、結果の公表など一連の事務をインターネットの技術を利用して電子的に処理する電子入札システムを構築する。					翌年度当初	入札契約課
7-(0)-(5)	G I S (地図情報土地評価システム)の導入	固定資産税の課税の公平・適正化、説明責任の充実及び事務の効率化を図るため、航空写真と公図により地番現況図を作成し、土地の地目判別、画地認定などに活用するGIS(地図情報土地評価システム)を導入する。 【数値目標】 事務の効率化により5人程度の人員を削減						課税課
8 人件費の適正化等(8項目)								
8-(1) 給与の適正化								
8-(1)-(1)	給与体系の年功重視型から成績重視型への転換と職務職階制度の厳格な運用	より職務・職責に応じた給与体系とするための給料表構造の見直しを行うとともに、客観的で公正性、透明性の高い新たな人事評価制度を構築し、勤務成績を給与に反映する制度の導入について検討する。		給料表構造の見直し	人事評価制度案の試行	人事評価制度案の試行	人事評価制度の構築	職員課
8-(1)-(2)	特殊勤務手当の見直し	社会情勢の変化等により、その危険性、困難性など特殊性が失われたものの廃止及び新たに必要が認められるものの新設について特殊勤務手当の支給対象業務を整理し、抜本的見直しを図る。 【数値目標】 支給対象業務の現行12種を5種まで削減(9減2増)						職員課
8-(2) 人件費等の削減のその他の方策								
8-(2)-(1)	一般職の職員の給与の特例減額(カット)の実施	財政状況を勘案し、必要に応じて一般職の職員の給与の特例減額を実施する。(平成17年7月から平成18年3月までの間、職務の級に応じて3%から5%の範囲内の給料の減額及び管理職手当の20%の減額を実施中)						職員課・水道局総務課
8-(2)-(2)	特別職の職員の報酬の特例減額(カット)の実施	財政状況を勘案し、必要に応じて特別職の職員の報酬の特例減額を実施する。(平成17年7月から平成18年3月までの間、10%の報酬の減額を実施中)						職員課・水道局総務課
8-(2)-(3)	特別職の職員の報酬の見直し	特別職の職員の報酬について、財政状況及び類似団体の状況を勘案し、適正な額に見直す。なお、見直しに当たっては、特別職報酬等審議会を開催し、学識経験者、市民等の意見を聴く。						職員課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
8-(2)-(4)	時間外勤務管理の徹底	管理職による時間外勤務管理の徹底、ノー残業デーの徹底、週休日の振替、勤務時間の割振変更の促進等により時間外勤務の縮減を図る。						職員課・水道局総務課
8-(2)-(5)	職員互助会負担金の見直し	職員クラブ助成事業の廃止、文化体育事業助成事業の縮小など職員互助会の事業の見直しを図ることにより、市が支出する負担金について削減に向けた見直しを行う。 【数値目標】 市負担金と会費との割合を1対1にする。	翌年度当初					職員課
8-(3) 人件費負担の平準化								
8-(3)-(1)	職員退職手当基金の計画的な積立	職員の大量退職（平成27年度から増加傾向が強まり平成33年度にピーク）を視野に入れ、年度別定年退職予定者数に基づき、退職手当基金を毎年度計画的に積み立てる。						財政課
9 公債費等の管理（7項目）								
9-(1) プライマリーバランスの適正化と地方債残高の削減								
9-(1)-(1)	プライマリーバランスの黒字化の継続	市民の将来世代への負担軽減を図るため、市債の発行を元金償還額以下に抑制し、プライマリーバランスの黒字化の継続を考慮した予算編成を実施する。						財政課
9-(1)-(2)	地方債未償還残高の低減	プライマリーバランスの黒字化と連動し、大規模投資的事業の原則凍結等により市債の発行を抑制し、地方債未償還残高を低減する。 【数値目標】 地方債未償還残高（臨時財政対策債等特別債を除く普通会計）を600億円以下に低減（平成16年度640億円）						財政課
9-(1)-(3)	起債制限比率等の数値目標の設定	起債制限比率（公債費の縮減を推進するための指標）及び経常収支比率（財政構造の弾力性を改善するための指標）の数値目標を設定する。 【数値目標】 起債制限比率を13%以下に維持（平成16年度12.7%） 経常収支比率を85%以下に低減（平成16年度89.6%）						財政課
9-(2) 一時借入金利子の低減								
9-(2)-(1)	基金の繰替運用の実施	各基金に属する現金を一般会計計現金へ繰替運用を行い、一時借入金利子の低減を図る。						財政課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
9-(2)-(2)	有利な借入先確保のための入札方法の検討	資金収支を長期的かつ総合的に勘案する中で、長期（90日を超える）にわたって一時借入金を借入れることが効率的であると判断した場合、また、当座貸越契約の限度額を超えて借入を必要とする場合について、競争入札で借入先金融機関を決定する方法を検討する。						財政課
9-(2)-(3)	資金管理の徹底	予算執行計画の精度の向上、支払時期・方法の見直し、補助金等の概算払請求などの収入の早期確保及び市全体の一時借入金利子低減を図るための会計間流用などの業務改善を実施するほか、財務会計システムの導入を踏まえた事務の効率化の観点から資金管理業務を会計課に移管し、資金管理の一層の徹底を図る。	業務改善	業務移管				財政課
9-(3) ミニ市場公募債の発行								
9-(3)-(1)	ミニ市場公募債の発行	市民の行政への参画意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進するという観点から、老朽化した学校施設の建替え等住民に密着した事業について住民参加型ミニ市場公募債の発行を行うことを検討する。						財政課
10 施設等の維持管理コストを意識した財政運営（4項目）								
10-(0)-(1)	大規模投資的事業の原則凍結等	継続中、休止中及び新規の大規模投資的事業について、確かな財源確保がなされ、かつ、パブリックコメント等の具体的手続を踏んだ市民合意がある場合を除き、当分の間、これを凍結又は抑制する方針を策定する。						行政改革推進室
10-(0)-(2)	大規模投資的事業に係るランニングコスト等の事前公表の義務化	大規模投資的事業を実施しようとする場合において、その目的や規模、費用対効果、ランニングコストを市民に事前公表することを所管部署に対し義務化する。						行政改革推進室
10-(0)-(3)	公共工事に係るコスト縮減型設計の促進方策の検討	公共工事に係るコストを縮減することができるような設計段階における施工方法・体制を審査する方策を検討する。					方針決定	入札契約課
10-(0)-(4)	入札契約制度の改革	競争性・公平性・透明性をより一層高めるため、入札参加者数の拡大を含めた入札契約制度の改革を行う。			翌年度当初			入札契約課
11 借地料の見直し（2項目）								
11-(0)-(1)	借地料の継続的な減額交渉の実施	財政健全化の観点から、借地料の継続的な減額交渉を実施する。なお、取得可能な土地については、土地開発基金等を活用した買収も検討する。						財政課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
11-(0)-(2)	公共施設の移転・廃止も含めた借地料の総合的検討	内部検討組織を設置し、市庁舎など公共施設の移転・廃止も含めた借地料の総合的な検討を行う。	検討組織設置					財政課
12 負担金、補助金の見直し（4項目）								
12-(1) 法令外負担金、補助金の整理と補助制度の改革								
12-(1)-(1)	法令外負担金・補助金の整理合理化	法令外負担金及び補助金について、ゼロベースから事業継続の適否を検討し、透明性・客観性・公平性をもって評価し、市民への公開性と透明性を高める中で、整理合理化を図る。		翌年度当初				財政課
12-(1)-(2)	補助制度の終期設定（サンセット化）	補助金交付に当たっては、補助事業の目標達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、補助制度の終期設定に係るルールづくりを行う。		翌年度当初				財政課
12-(1)-(3)	提案型補助制度の導入	市単独補助金の一部（条例等に根拠を有するもの、国県補助を伴うもの及び市の事業を直接補完するもの以外の補助金）を見直し、市民団体が市のまちづくりに資する公益的な事業を提案して補助金交付を申請する提案型補助制度を導入する。なお、補助金交付に当たっては、第三者機関による審査等を取入れ、交付決定の客観性を確保し、また、自主・自立した事業展開を促進する観点から、交付回数（年）の限度を設定することにより、交付対象の固定化を防ぎ、機会の均等化を図る。		翌年度当初				財政課
12-(2) 一部事務組合負担金の抑制								
12-(2)-(1)	鳥取県西部広域行政管理組合の行財政改革の促進	鳥取県西部広域行政管理組合の負担金の抑制の観点から、同組合における計画的な行財政改革への取組について、構成市町村と連携を図りながら強く要請する。						企画課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
13 税・料等収納対策と自主財源の確保（8項目）								
13 - (1) 徴収率の向上								
13-(1)-(1)	市税等滞納整理緊急対策本部の設置	市税等の徴収率の向上に資する具体的かつ現実的な施策を講じながら滞納防止及び滞納整理を推進し、負担の公平及び財源の確保を図るため、米子市市税等滞納整理緊急対策本部を設置する。						行政改革推進室
13-(1)-(2)	市税等徴収率の目標設定	市税等の徴収率の目標設定を行い、徴収率の向上を図る。						
		市税 【数値目標】 ・現年分の徴収率を平成21年度までに98%以上に向上（平成16年度97.23%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに20%以上に向上（平成16年度14.39%）						収税課
		国民健康保険料 【数値目標】 ・現年分の徴収率を平成21年度までに92%以上に向上（平成16年度88.41%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに22%以上に向上（平成16年度16.00%）						保険課
		介護保険料 【数値目標】 ・現年分の徴収率を平成21年度までに98.1%以上に向上（平成16年度98.0%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに17.0%以上に向上（平成16年度16.2%）						長寿社会課
		保育料 【数値目標】 ・現年分の徴収率を平成21年度までに99%以上に向上（平成16年度98.27%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに10%以上に向上（平成16年度8.40%）						児童家庭課
		住宅資金貸付金 【数値目標】 ・現年分の徴収率を平成21年度までに75%以上に向上（平成16年度72.29%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに3%以上に向上（平成16年度2.63%）						人権政策課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
		市営住宅使用料 <b>【数値目標】</b> ・現年分の徴収率を平成21年度までに98%以上に向上（平成16年度97.71%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに28%以上に向上（平成16年度26.23%）						建築課
		下水道使用料 <b>【数値目標】</b> ・現年分の徴収率を平成21年度までに98%以上に向上（平成16年度95.86%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに15.7%以上に向上（平成16年度9.30%）						業務課
		農業集落排水施設使用料 <b>【数値目標】</b> ・現年分の徴収率を平成21年度までに98.5%以上に向上（平成16年度97.83%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに25.4%以上に向上（平成16年度23.13%）						業務課
		水道料金 <b>【数値目標】</b> ・現年分の徴収率を平成21年度までに99.9%以上に向上（平成16年度99.2%） ・滞納繰越分の徴収率を平成21年度までに99.9%以上に向上（平成16年度92.2%）						水道局営業課
13-(1)-(3)	徴収体制の強化	一定の期間、徴収部門に人員の配置を重点化し、徴収体制の強化を図る。						職員課
13-(1)-(4)	管理職による滞納対策の実施	米子市市税等滞納整理緊急対策本部の取組の一環として、徴収担当部署以外の管理職を含む全管理職による滞納整理対策（電話催告、個別訪問）を実施することを決定し、各徴収担当部署において順次継続的に実施する。						行政改革推進室
<b>13-(2) 自主財源の確保</b>								
13-(2)-(1)	市有財産への有料広告の掲載の推進	市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、市有財産（広報紙、封筒その他の印刷物、ホームページ等）への有料広告の掲載を推進するよう米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱を制定し、各部署における取組を徹底する。						行政改革推進室

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
13-(2)-(2)	遊休地等の売却・貸付の推進	遊休地及び貸付地の物件ごとの処理方針を定め、計画的な処分を推進する。 【数値目標】 毎年度3,000万円以上に相当する土地を売却						財政課
13-(2)-(3)	クリーンセンター余剰電力の売電の推進	クリーンセンターの発電電力量が使用電力量を上回る場合は、この余剰電力を売電することが可能であることから、引き続き、ごみ量に応じた安全で安定した運転、かつ、発電電力量が安定的に確保されるような効率的な運転に努めることにより、継続的な売電を推進する。 【数値目標】 発電電力量を、毎年度、平成16年度実績(18,444,250kwh/年)程度確保						環境事業課
13-(2)-(4)	新たな税財源の確保等の調査研究	庁内に研究会を設置し、法定外目的税の創設、現行税率の見直しなど市の判断で取組むことのできる税財源の確保策の調査研究に平成18年度から着手する。						財政課
<b>13-(3) 滞納者に対する行政サービス制限</b>								
13-(3)-(1)	滞納者に対する行政サービスの制限の実施	市税等の負担の公平と完納の促進を図るため、滞納者が補助・助成制度その他の行政サービスを利用する際に納付状況の確認を行うことにより、必要に応じてその一部制限を行う現行の「滞納者に対する行政サービスの制限」の範囲を拡大することを検討し、順次実施する。なお、新規の行政サービスについても、順次、当該制限の必要性について各部署において検討する仕組みを確立する。						行政改革推進室

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
14 受益者負担の見直し(9項目)								
14-(1) 既存の使用料・手数料の見直し								
14-(1)-(1)	使用料・手数料の適正化方針の策定	行政サービスの原価を再検証しつつ、適切な受益者負担の観点から使用料・手数料の額を見直す適正化方針を策定する。						行政改革推進室
14-(1)-(2)	使用料・手数料の額の適正化	使用料・手数料の適正化方針に基づき、各部署に対し、その額の改定についての検討を要請する。 なお、料金改正にあたっては、必要に応じて学識経験者や市民からなる審議会等を活用して、適正な料金改正に努める。		翌年度当初				行政改革推進室
14-(2) 行政サービス等における受益と負担の見直し								
14-(2)-(1)	職員の公共施設駐車料金の徴収	職員が通勤用自家用車を無料で駐車している市の施設が多数あり、市民の理解を得るとともに職員間の公平性を確保し、適正な財産管理を図る観点から、当該職員から公共施設駐車料金を徴収する。	翌年度当初					財政課
14-(2)-(2)	市営住宅駐車場の有料化	市営住宅入居者について自動車を所有する者と所有しない者の間の不公平感を解消し、適正な受益者負担の確保を図るため、市営住宅駐車場の整備を行い、整備が完了したものから、順次有料化を実施する。						建築課
14-(2)-(3)	無料入浴サービスの有料化	皆生老人憩の家及び老人福祉センター(ふれあいの里内)において実施している高齢者に対する無料の入浴サービスを、負担の適正化の観点から有料化することを検討する。						長寿社会課
14-(2)-(4)	家庭ごみ処理の有料化	ごみの排出抑制と負担の適正化を図るため、排出量に応じて、処理費用の一部又は全部を手数料として徴収する家庭ごみの有料化を実施する。						環境政策課
14-(2)-(5)	各種印刷物の原則有料化	各種印刷物の配布を原則有料とする方針を策定し、各部署において順次実施する。						行政改革推進室
14-(2)-(6)	健康診査費負担金の適正化	合併協議により従来の方で健診を実施することとしてきた淀江地区の負担金格差について、平成19年度に是正する。その後、全市域を対象とする負担金の適正化を医療費における本人負担を参考に検討する。			格差是正	適正化		健康対策課
14-(2)-(7)	各種教室の教材費等の実費負担化	各種教室の教材費等について、その実費を原則参加者の負担とする方針を策定し、各部署において順次実施する。		翌年度当初				行政改革推進室
14-(2)-(8)	地域開放に係る学校体育施設の有料化	無料で地域住民等に開放している学校体育施設について、その使用者から維持管理経費の一部を使用料として徴収する有料化を検討する。		翌年度当初				体育課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
15 連結債務への対応（8項目）								
15 - (1) 特別会計の財務内容の検証								
15-(1)-(1)	赤字等の特別会計の経営改善策の検討	赤字の特別会計や収支の不安定な特別会計について、所管部署に経営分析に基づく経営改善策の検討を要請し、その実施を促進する。						行政改革推進室・財政課
15-(1)-(2)	下水道事業の公営企業化の検討	公共下水道事業に対する公営企業法の適用のあり方（全部適用又は一部適用）や上水道事業との組織統合など、今後の事業運営のあり方を様々な角度から検討を行い、公営企業化に係る方針を決定する。				方針決定		業務課
15-(1)-(3)	下水道使用料・農業集落排水施設使用料の見直し	公共下水道等使用料審議会を設置し、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の見直しを図る。		翌年度当初				業務課
15-(1)-(4)	特別会計への繰出金のあり方の検討	災害復旧経費等緊急避難的なものを除き、原則として地方公営企業繰出基準及び国県通知によるもの（交付税基準財政需要として算入されているもの）のみを繰出金とする方向で特別会計への繰出金のあり方を検討する。						財政課
15 - (2) 特別会計保有土地等の売却促進対策								
15-(2)-(1)	崎津アミューズメント施設用地の利用促進に向けた基本的な土地利用方針の見直し	崎津アミューズメント施設用地の利用促進策の検討等を目的とした内部検討組織を設置し、従来の土地利用方針の見直しを視野に入れて様々な角度から検討を行う。	検討組織設置	方針決定				地域政策課
15-(2)-(2)	流通業務団地の規制緩和の実施	流通業務団地へ企業が進出しやすい条件整備を図るため、土地利用区分である「運送施設」「倉庫施設」「卸売施設」を「運送・倉庫・卸売施設」に統一し、また、区域の一部を流通業務団地区域から除外し、立地することができる施設の拡大を行う規制緩和を都市計画変更を経て実施する。 【数値目標】 進出率100%（平成17年10月末現在39.5%）	翌年度当初					商工課
15-(2)-(3)	土地開発公社経営健全化計画の策定・実施	米子市土地開発公社が保有する用地を解消し、その経営健全化を図るため、土地開発公社経営健全化対策措置要領に基づき、経営健全化計画を策定し、毎年度、計画期間における用地取得・処分・保有計画の確実に実施する。 【数値目標】 債務保証・損失補償を付した保有期間が5年以上の土地購入に係る借入金（約47億円）を米子市標準財政規模（281億円）の10%まで削減	策定	実施	実施	実施	実施	財政課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
15 - (3) 連結決算バランスシートの作成								
15-(3)-(1)	連結決算バランスシートの作成	市と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、その資産及び負債等の全体像を一覧性のある形で開示する連結決算バランスシートを作成し、財政の透明性の一層の向上、住民等に対する説明責任の適切な履行等を図る。						財政課
16 組織の活性化と職員の能力開発（9項目）								
16 - (1) 組織の活性化								
16-(1)-(1)	職場活性化運動の推進	各課で自らテーマや手法を選択して企画・立案・実行していく職場活性化運動を推進する。						職員課
16-(1)-(2)	職場内ミーティングの活性化の推進	市全体の課題認識を伝達し、また、各課でかかえる諸問題を解決していくためには、職場内において行うミーティングが重要であることを再認識し、改めて、真に職場内の活性化に資するミーティングを定期的実施するよう各部署に要請し、その活性化を推進する。						職員課
16 - (2) 能力開発・人材育成の推進								
16-(2)-(1)	人材育成基本方針の策定	職員の能力向上や人材育成の推進のための基本方針として、期待される職員像と能力を見定め、これを実現するために必要とされる人事管理、研修、職場環境づくりに係る方策を定めた人材育成基本方針を策定する。						職員課
16-(2)-(2)	仕事を通じた職場研修の推進	日常的に仕事を通じて行う職場研修の必要性を再認識し、改めて、研修マニュアルの作成や研修指導者に対する研修を実施する中で、各部署における職場研修の充実を図る。						職員課
16-(2)-(3)	他の地方公共団体等への職員の派遣・出向の推進	人材育成の観点から、他の地方公共団体、公益法人等への職員の派遣・出向を継続的に実施する。						職員課
16 - (3) 人事管理の見直し								
16-(3)-(1)	新たな人事評価システムの構築	勤務成績を給与に反映させることのできる客観的で公平性、透明性の高い新たな人事評価制度を構築する。			人事評価制度案の試行	人事評価制度案の試行	人事評価制度の構築	職員課
16-(3)-(2)	自己申告制度の導入	一層の適材適所の人事配置に役立てるため、職員の異動希望や意欲・能力について申告させ、把握する自己申告制度を導入する。			翌年度当初			職員課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
16-(3)-(3)	人事行政の運営状況の公表	人事行政運営の公正性、透明性を高める観点から、「米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営状況をホームページ等で公表する。						職員課
16-(3)-(4)	組合との交渉内容等の公表	人事行政運営の透明性を高める観点から、組合との交渉内容等を公表する。						職員課
17 予算編成システムの改革（3項目）								
17-(1) 庁内分権化の推進								
17-(1)-(1)	予算案作成過程における枠配分方式の採用	予算案作成過程において、部局単位に予算枠を配分する枠配分方式を採用し、各部局が、事務事業の選択、精査などを主体性と責任を持って進めることにより、予算編成の庁内分権化を推進する。						財政課
17-(2) 予算編成過程の公開と財務情報の積極的提供								
17-(2)-(1)	予算編成過程の公開	予算編成の透明性の向上、積極的な情報提供の観点から、要求段階、査定段階の予算編成過程の情報をホームページで公開する。						財政課
17-(2)-(2)	財務情報のわかりやすい提供	従来から広報よなごやホームページを通じ、市の財政状況等の情報提供に努めてきたが、これを継続する中で、さらに近隣の市や類似団体など他都市等との比較結果を示すなど、よりわかりやすい情報提供を推進する。						財政課
18 行政情報の提供の強化と市民参画の推進（9項目）								
18-(1) 積極的な情報提供による市民との行政情報の共有化								
18-(1)-(1)	審議会、委員会等の会議概要の公表の推進	平成17年11月に改定した「米子市審議会等会議公開指針」に基づき、審議会、委員会等の会議概要のホームページでの公表を推進するため、毎年度、各部署の取組の徹底を図る。						職員課
18-(1)-(2)	報道機関提供情報の公表の推進	市民生活に直結する情報をはじめ、市の施策からイベント情報など様々な情報を資料提供という形で報道機関に提供しているが、当該情報をホームページに掲載し、市民に対する多様な情報提供を図る。		翌年度当初				市民参画課
18-(1)-(3)	市議会上程議案の概要の公表の推進	市議会に上程した議案の概要をホームページで公表する。						財政課
18-(1)-(4)	ホームページにおける制度・手続案内の充実	ホームページ「私のまちのホットライン」コーナーを充実させ、制度概要の説明、必要な手続・申請方法などの新たな情報を掲載する。						市民参画課

整理番号	実施項目	実施内容	実施予定年度					所管
			17	18	19	20	21	
<b>18 - (2) 市民参画のしくみづくりとその活用</b>								
18-(2)-(1)	市民参画推進計画の策定	策定済みの「米子市市民参画推進指針」に基づく市民参画を計画的に推進するため、市民参画推進計画を策定する。						市民参画課
18-(2)-(2)	パブリックコメントの制度化	市の施策形成過程などへの市民参画の機会を保障し、併せて市民への説明責任と行政の透明性を図るために、パブリックコメント（市民意見提出）の制度化を図る。	翌年度当初					市民参画課
18-(2)-(3)	審議会、委員会等の委員公募制の推進	平成17年9月に制定した「米子市審議会等委員選任基準」及び「米子市審議会等委員公募制実施指針」に基づき、審議会、委員会等の委員公募制の導入を推進するため、毎年度、各部署の取組の徹底を図る。 【数値目標】 公募制を導入した審議会、委員会等の割合を平成21年度までに50%以上に引き上げ（平成16年度13%）						職員課
<b>18 - (3) 市民活動の支援と協働の推進</b>								
18-(3)-(1)	市民活動支援公募型補助金制度の創設	現行の「ボランティア活動支援交付金制度」を見直し、新たに、住みよい地域（まち）づくりのため、環境美化や社会福祉活動、防犯活動、交通安全の推進等の自主的なまちづくり活動を行うために市民が構成員となり設立したボランティア団体やNPO団体等を広く公募し、補助金交付団体を決定する「市民活動支援公募型補助金制度」を創設する。	翌年度当初					市民参画課
18-(3)-(2)	自治組織等と行政との連携のあり方の検討	将来の地域における住民自治組織等と行政との連携のあり方を内部検討組織を設置して検討し、検討結果に基づき関係団体と協議を行い、その実現を目指す。なお、検討は、自治組織・各種協議会・任意団体・ボランティア・NPO団体等との連携・協力関係の強化、行政と住民とが協働して地域づくりを推進する仕組みづくり（地域の自主性を尊重した市の支援のあり方、地域課題を解決するために、地域住民自らが施策を決定・推進し、責任を負うという原則）の観点から行うものとする。		検討組織設置				市民参画課
計 109項目								

「翌年度当初」の表示は、印を付した年度において各実施項目の調査検討・方針決定を行うが、実施は翌年度当初に予定していることを意味する。